

# さかえ

市議会だより

No.138

2018年7月20日

## 栽培活動「大きく育てね！」

(寒河江小学校2年生)

### 目次

議案に対する主な質疑等	P 2
提出議案と採決結果	P 5
一般質問	P 6
議会日誌	P 9
議会基本条例達成状況検証結果	P 10
市民の声、おらがまち紹介等	P 16

## 第1回臨時会・第2回定例会（6月定例会「さくらんぼ議会」）

第1回臨時会は4月27日に開かれ、専決処分の条例改正4件を承認、契約締結1件を可決しました。

6月定例会は今回で5回目となる「さくらんぼ議会」として、5月29日から6月14日までの17日間の会期で開かれ、人事案件1件に同意、補正予算1件・条例関係4件（制定1件、一部改正3件）・市道路線認定1件、協定締結1件を可決しました。また、請願3件が採択され、それに伴う意見書の議会案を可決し、国の機関に送付しました。



### 第1回臨時会

#### 報告

◎平成29年度寒河江市立病院事業会計における地方公営企業法第24条第3項の規定による必要な経費への使用について

#### 報告に対する質疑

議員 収入の外來収益が1351万7千円増加したが、この収入に対する支出も同額を計上したのか。

答弁 予算の収支均衡の原則により、材料費として同額を計上したところです。

### 議案に対する主な質疑等

#### 条例関係

寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定

議員 今回の特例措置と、これまでの低工法等の優遇措置と重複する部分はあるのか。

答弁 低工法、農工法による固定資産税課税免除条例の適用期限は、平成21年12月31日で終了しておりますが、その内容を引き継ぐ形で企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例が平成22年に制定されました。今回の特例措置も産業の活性化や雇用の創出という目的は同じですが、対象となる業種、設備の要件等に違いがあり、これまでと違い、規模の小さい企業等の設備投資でも対象となるため、幅広く税制の優遇措置の適用が受けられるもの

となっております。

議員 課税免除による減収額は交付税で措置されることだが、減収額はいくらかなのか。

答弁 特例措置の適用期間は、平成31年度から平成36年度までの6年間となり、1800万円程度の減収を見込んでおりますが、この減収額の75%分は、普通交付税で措置されることとなります。

#### 市道路線の認定関係

議員 塩水3号線で宅地に近い方の一部を緑色に塗り歩道としている。次回の道

### 第2回定例会

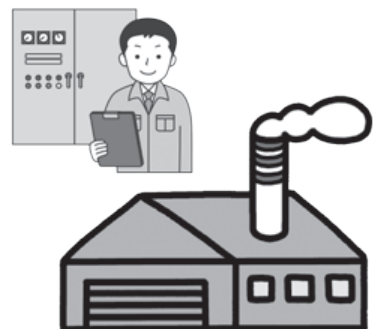
#### 同意

人権擁護委員候補者の推薦  
逸見千鶴さん（高屋）

#### 報告

◎平成29年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について



路整備を行う際も同じような形になると限定される所が出てくると思うが、問題はないのか。

**答弁** 歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色するグリーンベルトは、歩行者の安全を優先するという考えから行ったもので、次の整備の際には、整備を行う業者と事前相談や十分な打ち合わせ等しながら、指導していかねければならないと考えています。

### 補正予算関係

**寒河江マザーズ支援拠点整備事業**

**議員** 駐車場の無散水融雪設備はどのような仕組みか。



**答弁** 駐車場に山砂利等を敷き、その上に整備する路盤の中に地下水を巡らすパイプを設置し融雪する仕組みです。

**議員** 駐車場の除雪は除雪車を利用せずに、無散水融雪設備のみで行うのか。

**答弁** 除雪車の使用は想定しておらず、無散水融雪設備で溶ける設計となっています。

### 教育研究推進事業

**議員** 探究型学習推進校として選ばれた、寒河江小学校が実施する取り組みの具体的な内容は。

**答弁** 他校のモデルとなるものとして、寒河江小学校では今年度から県から教育マイスターが配置されていますが、その下に校内マイスターを配置し、授業改善のための研究を各ブロックに分けて行うなど、先生方の研究の練り合いを高めるシステムを立ち上げ取り組んでいます。

**議員** 探究型学習を実施す



る学校を今後増やす考えはあるのか。

**答弁** 県としては、全ての学校に探究型学習を実施してもらうことが最終目標であり、県内8地区の小中学校各1校ずつを推進校に指定することで、地区内への波及を考えています。

### 請願関係

**核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する請願**

**議員** 日本は唯一の被爆国であり、率先して核兵器のない世界を作っていくことが日本に与えられた使命だと思ふ。国連で採択されて

いることから、日本も批准することが求められていると思う。

**議員** 本市は平和都市宣言をし、平和への態度を表明している状況を鑑みれば、核兵器というのは恐ろしいものだと、この請願書をぜひ採択すべきと考える。

**政府に対して「森友学園」、  
「加計学園」疑惑の速やかな  
真相究明と国民に対する説  
明責任を果たすよう求める  
意見書の提出に関する請願**

**議員** 請願趣旨の初めに書かれておられるとおり、真相究明と国民に対する説明責任が果たされていないことが世論調査で相当出ているようだ。本当かどうか分からない部分をきっちり調べてほしいということの表れなので、この請願は願意妥当だと思ふ。

**議員** 世論調査の結果からも、森友・加計問題というのは誰しもが納得できないことだろうと理解している。本人の証人喚問などを行う

中で、自らが明らかにしていくということが本当の姿だと思ふし、ましてや、関係省庁の記録が直されて、それを国会に提出するということとはとんでもないことである。地方議会からこうした意見をあげていくのは、正に願意妥当だと思ふ。

**議員** 真相究明は必要だと思ふが、この請願書が提出されてから今も国会でいろいろと議論されている。現状を見定めながら必要な時にしっかりと意見書として提出すべきだと思ふ。また、未だ改ざんの原因究明はされておらず、本当かどうか分からない文言を載せたまま意見書を提出して良いのかとの考えから、継続審査を要望する。

### 継続審査とすることの動議

閉会中における継続審査とすることの動議が提出されたことから採決を行い、採決の結果、賛成少数により、継続審査としないものと決しました。

## 意見書(抜粋)

### 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

核兵器禁止条約が2017年7月に国連会議で国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択されました。核兵器は人類と相いれない非人道的兵器として法的に禁止され、史上初めて核兵器のない世界へと一步を踏み出しました。核兵器禁止条約第1条は、条約締結国は核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」、さらに核兵器を「使用すること」や「使用するとの威嚇」を禁止し、「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にある場所で核兵器を配置、設置または配備すること」を禁止しています。また同条約第4条では、核兵器の全面的な廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくっています。

条約採択後の9月20日から国連で条約署名が始まり、今日まで58カ国が署名しています。昨年12月10日には、2017年ノーベル平和賞に、核兵器禁止条約への貢献が評価された国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」が授与されました。

また、「平和宣言」や「非核平和都市宣言」は、日本の自治体の90パーセントの約1600自治体で宣言を行っています。核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応え、核兵器の悲惨さを知る唯一の戦争被爆国日本として、日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月14日

山形県寒河江市議会議長 内藤 明

提出先／内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、

参議院議長

### 「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書

大阪府の学校法人森友学園が、私立小学校を開設するために近畿財務局から特例で土地を借入れ、ごみ処理費用を過大に計算させて、破格の安値で国有地を手に入れていた疑惑は、財務省の決裁（公）文書の改ざん発覚で、行政の信頼を根底から揺るがしています。昨年の2月、安倍首相は「私や妻が関係していたなら首相も国会議員も辞める」と言明したが、首相夫人が学園で講演を行ったことや土地を視察したこと、そして「いい土地ですから、前に進めてください」と発言したことが改ざん前の文書に記述されています。

加計学園の獣医学部新設をめぐることは、昨年5月に問題視されたが、国家戦略特区を担当する内閣府や萩生田光一官房副長官（当時）が獣医学部の早期開学を文部科学省に促したとされる文書が明らかとなり、今年4月、愛媛県や今治市、加計学園幹部が2015年4月に首相秘書官の柳瀬唯夫首相秘書官（当時）と面会した際、秘書官が「本件は首相案件」「国家戦略特区の方が勢いがある」と述べたと記された同県の記録文書の存在が発覚しました。安倍首相は「加計学園の獣医学部新設計画を知ったのは2017年1月20日」と国会で答弁してきましたが、その真相は明らかにはなっていません。

5月7日、「行政に対する信頼を揺るがす事態となっている。うみを出し切って組織の根本から立て直していく」と安倍首相は述べました。ならば、なおさらのこと、「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月14日

山形県寒河江市議会議長 内藤 明

提出先／内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、

参議院議長

### 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立しました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた試験場等とりくみが後退することがないよう予算措置の確保等、万全な対策が求められています。あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。食糧自給率のさらなる低下が不安視されるなか、農家の生産意欲と品質向上への努力に大きな役割を担う「種子」の安定確保は、今後ますます重要になります。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定にもとづく意見書を提出します。

- 1 試験場等のとりにくみが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。
- 2 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。

平成30年6月14日

山形県寒河江市議会議長 内藤 明

提出先／内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、

参議院議長

# 第1回臨時会、第2回定例会（6月定例会）の提出議案と採決結果

	議案番号	議案名等	採決結果
第1回臨時会	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）	承認（全会一致）
	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）	承認（全会一致）
	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	承認（全会一致）
	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市交通指導員に関する条例の一部を改正する条例）	承認（全会一致）
	議第36号	寒河江マザーズ支援拠点整備工事及び医療保育施設新築工事請負契約の締結について 事後審査型条件付一般競争入札により市内の業者と8億5,860万円で締結。	可決（全会一致）
第2回定例会		人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて	同意（全会一致）
	議案第2号	寒河江市議会基本条例の一部改正について	可決（全会一致）
	議第37号	平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第2号） 寒河江マザーズ支援拠点整備事業の融雪設備導入工事の工事請負費等1,266万2千円を追加。	可決（全会一致）
	議第38号	寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について	可決（全会一致）
	議第39号	寒河江市都市公園条例の一部改正について	可決（全会一致）
	議第40号	市道路線の認定について	可決（全会一致）
	議第41号	寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について 随意契約により都内の業者と3億6,765万円で締結。	可決（全会一致）
	議第42号	寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定について	可決（全会一致）
	請願第1号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する請願	採択（全会一致）
	請願第2号	政府に対して「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出に関する請願	採択（賛否表参照）
	請願第3号	種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願	採択（全会一致）
	議案第3号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について	可決（全会一致）
	議案第4号	「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出について	可決（賛否表参照）
	議案第5号	種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について	可決（全会一致）

## 賛否表（賛否が分かれたものや、退席などがあった場合に表示しています。）

議案名	議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	議決結果
	議員氏名	内藤 明	古沢 清志	佐藤 耕治	渡邊 賢一	伊藤 正彦	遠藤 智与子	太田 芳彦	石山 忠	阿部 清	沖津 一博	國井 輝明	辻 登代子	杉沼 孝司	工藤 吉雄	木村 寿太郎	柏倉 信一	
請願第2号		※	退	退	○	退	○	○	○	退	○	退	○	退	○	退	○	採択
議案第4号		※	退	退	○	退	○	○	○	退	○	退	○	退	○	退	○	可決

○は賛成、退は退席、※議長は採決に加わらない。



工藤 吉雄  
議員

## さくらんぼ大玉新品種 「山形C12号」の生産推進を

県は今秋、山形C12号の苗木7千本を生産者へ販売すると発表した。県の考え方として、佐藤錦の切り替え品種としての導入を図るとあった。

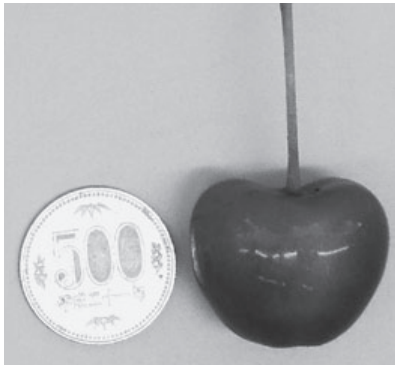
①栽培面積の拡大を図っている紅秀峰と、同じ本市生まれの山形C12号における本市の取り組みは。

②本市で栽培面積を拡大していくうえで、苗木の販売条件や方法をどのように予定しているのか。

③今年度の本市における導入本数や導入予定面積、それに係る生産者支援策は。

④県は「山形さくらんぼ」をG-登録に向けて準備していると聞く。この際「寒河江市生まれのさくらんぼ」を銘打つての売り込みを実施すべきではないか。

**市長** ①まずは、ブランド化に向けた下地づくりとして、生産者、栽培面積及び生産量の確保に向けた取り組みを支援する必要がある



500円玉と同程度の大きさの  
さくらんぼ新品種「山形C12号」

と考えています。

②苗木の販売方法については、県において一部公表されているのみです。今後も、情報収集に努め、生産者の皆様が適正な判断ができるよう情報提供を行ってまいります。

③導入本数などについては、現在のところ不明ですが、できるだけ多く配分されるよう望んでいます。現在、紅秀峰と同様の苗木導入と改植費用の支援を行うこととしていますが、導入本数が分かった段階で新たな支援策を検討していきます。

④県の園芸試験場が本市内にある地の利を活かすことも必要です。県外、世界へ売り出すことも視野に、生産者や農業団体と知恵を絞り、技術を磨きながら進めていきたいと考えています。



國井 輝明  
議員

## 学校連絡メールシステム導入を

緊急時の対応等で保護者は、タイムリーな情報提供を求めている。システム利用の費用は父母と教師の会の会費から支出されているため、負担がかからないよう市で予算措置し、システムを導入すべきではないか。

**教育長** 市全体で同一システムの導入には課題も考えられます。受信料金の発生や、個人情報流出の懸念、学校で緊急情報をどの時間帯でも迅速に送信できる体制が構築できるか、非常災害の被害が特定エリアの場合、臨時休校等の情報を全ての保護者に配信する必要があるのかなどです。同一サービスの導入については課題に対する慎重な検討と、それを踏まえた十分な準備が必要と考えます。

## 学力向上に向けて

電子黒板を活用して行う授業は、非常に有効的であるというデータ



学力向上に有効な電子黒板

が出ています。本市でも順次各学級に整備すべきではないか。

**教育長** 電子黒板によるデジタル教科書やデジタルコンテンツなどの活用、興味・関心を喚起し、視覚的効果をねらいとした書画カメラの活用など意欲的に行われています。また、他の生徒の意見を画面上で紹介し、全体で様々な意見を共有することで意見を広げたり、グループ学習等の場面で考えを比較し、深めたりするなど、効果的な活用も見られます。今後も、電子黒板などICT機器の更なる充実が必要であると考えています。



渡邊 賢一  
議員

## 子どもたちに平和な未来を

市民団体より「核兵器廃絶に向けた核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願」が出されている。

①1984年（昭和59年）に制定された本市の平和都市宣言（市民のしあわせなくらしと永久の平和を守るためにすべてのひとびととともに非核三原則を堅持し核兵器の廃絶を求めた全市民のかたい誓い）の理念を具体的に後世に伝えていくために、市民平和祈念式典や平和コンサートを行ってはどうか。全国平和首長会議の一員であ



沖縄県糸満市にある「山形の塔」  
(沖縄県や海外で亡くなられた本県出身の方々の御霊が祀られている)

る市長にぜひ実現してほしいが、所見を伺う。

②子どもたちの広島・長崎・沖縄派遣について、他の自治体が行っている先進事例を参考に、本市の小中学生を対象に独自の事業を進めてはどうか。

**市長** ①本市では、市民の平和と安全の確保を第一に市政運営が行われ、平和に関する事業についても様々な機会を捉えて実施してきたところです。ご提案の市民平和祈念式典・コンサートは、より多くの方へ平和への思いを届けることが重要ですので、どのような実施体制が望ましいかも含めて研究していきたいと考えています。

**教育長** ②市内小中学校では、国語科や社会科の授業で戦争やその歴史的背景について理解を深めさせるだけでなく、平和を守り尊重する意識をしっかりと醸成しています。感性豊かな子どもたちが現地に赴き、歴史的建造物などを見ることは平和への理解を深め、心に刻む上で大変重要なことです。他自治体の先進事例や学校のニーズを総合的に考え、引き続き研究していきたいと思えます。



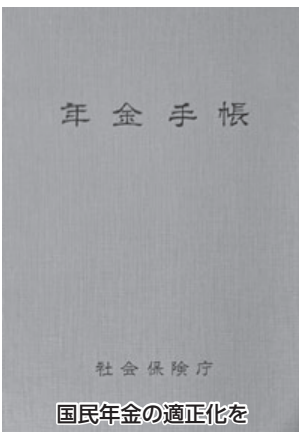
遠藤智与子  
議員

## 一人になっても暮らしていける国民年金制度を！

①国民年金だけで暮らす夫婦のどちらかが亡くなった場合の生活状況は、どうなると思われるか。

②朝日町議会では、意見書として「国民年金、老齢基礎年金の受給者または受給の有資格者が亡くなった時、その年金額の半分以上を遺族となった65歳以上の配偶者に遺族年金として給付する制度を新設すること」として国に提出しているが、どう思われるか。

**市長** ①老齢基礎年金を受給している夫婦のどちらかが亡くなられた場合、遺族基礎年金の給付はありませんので、一人分の年金で生活することになります。その生活



の状況を注視しながら、自立した生活ができるよう見守っていく必要があると考えています。

②朝日町議会の意見書につきましては、より多くの皆さんに理解されることで、制度の改正や社会全体の改善に向かっていくと思われまます。本市としても県内の状況を見ながら研究していかなければならないと考えています。

## 寒河江の全ての子どもたちにより良い保育環境を！

①現在指定管理の3つの保育所を民間立に移行する理由は。

②老朽化した施設の建て替えなど、市内全域の計画的な保育整備をどのように行っていくのか。

**市長** ①指定管理のみなみ、しばしは、にしね保育所は、老朽化のため建て替えが喫緊の課題です。建て替え時に民間立にすることにより国の補助が受けられ、また、多様化する保育ニーズにきめ細やかに対応できるため、民間活力を導入しようとするものです。②老朽化した市立保育所の建て替えは、行財政改革アクションプランや保育所整備計画に基づき、今後計画的に進めていきます。



佐藤 耕治  
議員

さくらんぼ振興に向けて

農業者の高齢化が進む中、担い手不足ではあるが、基幹産業としてのさくらんぼ栽培の取り組み強化とブランド確立の促進、チェリーランドの新たな観光スポットについて伺う。

- ① 将来におけるさくらんぼの重点品種を、どう考えているのか。
- ② 紅秀峰のハウスの建設費を補助対象にすることで、生産拡大が図られるのではないか。
- ③ 山形C12号の生産振興の方向性を、どう考えているのか。
- ④ チェリーランドの新たな観光スポットとして、施設で周年鑑賞できるさくらんぼがあれば、誘客につながるのではないか。

**市長** ①品質の面で消費者から高い評価を得られ、生産者の栽培意欲を満たす魅力ある品種が、農業の発展につながる重点品種だと考えています。食味が良く、本市に立地する県の園芸試験場で生まれ



一粒一粒でいねいに箱詰めされたさくらんぼ

た紅秀峰は、農業振興の柱となる品種だと考えています。

- ②生産拡大には、販売単価を高くし、生産者の栽培意欲を高めることが第一です。雨よけハウス整備補助は、生産者自身の組立・設置が前提の制度ですので、委託した場合とのバランスを考慮し制度の見直しを検討していきます。
- ③山形C12号が、生産者が納得する品種であるかを見極め、時機を失することなく、取り組みの方向性を迅速に検討していきます。
- ④通年でさくらんぼが鑑賞できれば、大きな話題となり、観光客の誘客につながると思われまますので、チェリーランド再整備計画策定の中で検討・研究していきます。



木村寿太郎  
議員

除雪対策全般について

- ①今年度設置したGPS搭載除雪車により、独居高齢者や介護者へのきめ細かな除雪を行ったが、市民から要望の高い「間口除雪」への効果と今後の課題について伺う。
- ②陵西学区は市内でも一番の豪雪地帯であり、八鍬河川敷の排雪場所は入口が狭隘であるため渋滞となる。これを改善できないか。

**市長** ①除雪情報システム導入により、間口除雪対象者からは好評を得ています。間口除雪には作業に時間を要し、対象者を拡大した



計画的・効果的な除雪で交通と生活環境を確保

場合、出勤前までの除雪終了が困難となる懸念がありますので、今後に向け対応を検討していきます。

②現在の雪捨て場を利用しやすくする方法はないか、また、新たに利用可能な場所がないか協議を重ね、協力要請をしていく必要があると考えています。

中学校運動部活動について

- ①この7月から市内3中学校へ部活動指導員が配置されるが、顧問教職員との役割分担・位置付けなどについて伺う。
- ②少子化がどんどん進み、部活動も大きな転換期であるが、今後の中学生の部活動はどう変わるのか。

**教育長** ①部活動指導員は大会引率や顧問不在での指導も可能であり、技術的な指導のみならず、生徒の心身の問題にも寄り添い、顧問等と連携し、部活動指導の效果的運営が図られると考えています。

②今後の部活動のあり方については、顧問・コーチのほか、スポーツ少年団指導者、保護者や地域住民なども含め、幅広く丁寧に議論し、慎重に取り組んでいくべきと考えています。





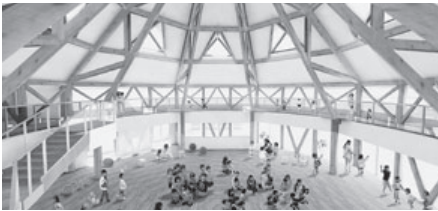
柏倉 信一  
議員

## なか保育園に小児科併設

議会に示された新設される「なか保育園」の資料によれば、外見からも個性の強い施設のようにだが、建物の特徴とアピールポイントはどのようなものか伺いたい。

**市長** 新なか保育園は、地域産材をふんだんに用いた木造二階建てで、八角形の特徴的な建物です。

八角形であることにより、敷地の有効利用、効率的な日照と集中的な動線確保等ができます。また、木材使用により、環境に優しく温もりと木の香りがあふれる空間と



建物が八角形で特徴的な新なか保育園

なります。園庭には、築山や遊具、畑等のほか、ゼロ歳・一歳児専用の庭を設け、年齢ごとに楽しめる環境を作ります。駐車場は、地下水を利用した無散水融雪設備を導入して環境に配慮します。

## 太陽光に補助金新設

このたび新設された、太陽光発電の補助金周知方法について伺いたい。太陽光発電の補助金は太陽光発電と蓄電設備を合わせて設置した場合に限り、蓄電設備にも補助金が該当するとなっている。災害時における有効活用・現在のシステムの普及率等を考慮し、蓄電設備単独でも補助金の対象とすべきと思うが、所見を伺いたい。

**市長** 現在、発電設備導入に当たっての制度の概要や具体例などをホームページに掲載しています。

今後、市報やチラシ配布等でより一層の周知を図り、普及促進に努めたいと考えています。既設の太陽光発電設備に設置する単独の蓄電設備についても、今後増加していくことが予想されるため、状況を見ながら検討していきたいと考えています。

## 議会日誌

4月21日～  
7月20日

- 4月
- 22日 市消防団春季消防演習
- 24日 議会運営委員会、寒政・公明クラブ 行政視察（管内）
- 26日 厚生文教常任委員会協議会
- 27日 第1回臨時議会、議会改革・活性化検討委員会、タブレット検討会、除雪に関する要望内容検討会、総務産業常任委員会協議会
- 28日 第63回山形県縦断駅伝競争大会「寒河江西村山チーム」の応援
- 5月
- 1日 西村山広域行政事務組合議会運営委員会
- 7日 議会報告会（～10日）
- 20日 市消防団水防隊水防工法訓練
- 21日 全員協議会、議員懇談会、森林・林業・林産業活性化推進寒河江市議会議員連盟役員会及び定期総会、寒河江市スポーツ議員連盟役員会及び総会、タブレット研修会、総務産業常任委員会協議会、議会改革・活性化検討委員会、西村山地方議長協議会定期総会
- 24日 議会運営委員会
- 29日 第2回定例会（～6月14日）、議員懇談会、市議会だより編集委員会
- 30日 第94回全国市議会議長会定期総会
- 6月
- 4日 議会運営委員会
- 5日 厚生文教常任委員会協議会
- 13日 議会運営委員会、議会運営委員会協議会
- 14日 議員懇談会、議会改革・活性化検討委員会

## 平成29年度 政務活動費収支状況

市議会では、議員の調査研究等の活動充実を図るため、必要な経費の一部として交付される政務活動費について、市民に開かれた議会を目指し、平成28年度分から領収書を添付した収支状況を市議会ホームページで公開しています。

閲覧は、市議会ホームページ下部にある「議会改革」枠内の「政務活動費」をクリックしてください。

**議会改革**

- 議会報告会開催のお知らせ
- 議会報告会の結果
- 議会改革検討委員会
- 政務活動費
- 議会基本条例達成状況検証結果

- 21日 東京都板橋区議会行政視察団来寒
- 22日 市議会だより編集委員会
- 26日 西村山地方議長協議会議員研修会
- 27日 西村山広域行政事務組合議会運営委員会、市議会だより編集委員会
- 28日 姉妹都市寒川町議会議員親善訪問（～29日）
- 7月
- 2日 栃木県さくら市議会行政視察団来寒
- 3日 寒政・公明クラブ行政視察
- 6日 西村山広域行政事務組合第2回臨時議会
- 9日 総務産業常任委員会行政視察（～11日）
- 11日 厚生文教常任委員会管内視察
- 17日 寒政・公明クラブ行政視察（～19日、無会派行政視察（～19日）
- 20日 議員懇談会、市スポーツ議員連盟第1回役員会

# 議会基本条例達成状況検証結果



平成25年5月から平成29年4月までの  
4年分を7人で構成された  
議会改革・活性化検討委員会で検証しました

市議会では、平成25年3月に寒河江市議会基本条例を制定し、市民の負託に応えるため、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会及び市民に身近で信頼される議会を目指してまいりました。

この間、議会の情報公開や議員定数の見直し、一般質問での一問一答方式の導入、議会報告会開催等の議会改革を実施。議会運営の効率化と議会活動の活性化に取り組んでまいりました。

しかし、本条例が施行されてから4年経過したことに伴い、市民の要望や議会運営における環境等が変化。このため、本条例の再検証が必要と考え、本条例第23条の規定に基づき、本条例の達成状況及び今後の方向性について検証することといたしました。

詳細につきましては、市議会ホームページの「議会基本条例達成状況検証結果」をご覧ください。

## 議会基本条例達成状況検証実施スケジュール

【平成29年11月9日】  
全員協議会に実施要領（案）提出及び実施要領決定

【11月21日】  
①前文、第1章（第1条、第2条）及び第2章（第3条から第5条）の検証

【12月20日】  
①前文、第1章及び第2章の会派検証結果報告  
②第3章（第6条）及び第4章（第7条から第10条）の検証

【平成30年1月19日】  
①第3章及び第4章の会派検証結果報告  
②第5章（第11条）、第6章（第12条）及び第7章（第13条）の検証

【2月19日】  
①第5章、第6章及び第7章の会派検証結果報告  
②第8章（第14条から第17条）及び第9章（第18条、第19条）の検証

【3月19日】  
①第8章及び第9章の会派検証結果報告  
②第10章（第20条）及び第11章（第21条から第24条）の検証  
③議会基本条例検証結果の会派等での確認

【4月6日】  
会派等での議会基本条例検証結果確認報告

【4月27日】  
議会基本条例検証結果報告書（案）について

【5月21日】  
議長へ議会基本条例検証結果報告書提出及び全員協議会で議会基本条例検証結果報告



議会改革・活性化検討委員会の柏倉委員長が内藤議長へ議会基本条例達成状況検証結果を提出

【評価の結果】

- A：達成／概ねその目的を達成したもの → 34項目
- B：一部達成／一部その目的を達成したもの → 1項目
- C：未達成／目的を達成できなかったもの → 0項目
- ：対象外／検証の対象外 → 12項目

【評価後の取り組み】

- 1：現行／条文に従いこれまでどおり取り組む → 30項目
- 2：検討／達成に向けて今後の取り組みを検討する → 5項目
- 3：改正／条文の改正を検討する → 1項目
- ：対象外／取り組みの対象外 → 11項目

議会基本条例達成状況検証結果（全47項目）

章・条	項・号	本文	評価理由	評価	取組
前文	—	<p>地方分権改革により、地方公共団体の自己決定と責任の範囲が一層拡大するなか、地方公共団体の議会の議員は、首長とともに、住民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、議会のあるべき姿としての責務と権限を再確認し、明確にすることが求められている。</p> <p>このため、寒河江市議会(以下「議会」という。)は、寒河江市民(以下「市民」という。)との協調の下、市民を代表する合議制の機関として、積極的に議会改革に取り組み、議会の使命を達成するために、議会及び寒河江市議会議員(以下「議員」という。)の活動原則等を定めるとともに、公平性、公正性及び透明性の確保、積極的な情報公開、政策提言や政策立案に関する事項などをこの条例に定めることにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会及び市民に身近な信頼される議会を目指し、寒河江市のまちづくりを推進する。</p> <p>よって、ここに議会が果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の負託に全力でこたえていくことを誓い、この条例を制定する。</p>	前文は、この条例の制定の背景、理念、決意等を規定したものであり、検証の対象外とする。	—	—
第1章 第1条	見出し 本文	<p>総則 (目的)</p> <p>この条例は、市政の情報公開と市民参加を原則とした、地域主体の分権時代にふさわしい議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	この条は、この条例の制定目的を簡潔に示す目的規定であり、検証の対象外とする。	—	—
第2条	見出し 本文	<p>(定義)</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>この条は、条例の中で用いる用語の意義を定める定義規定であり、検証の対象外とする。</p> <p>※第3号については、第10条の評価理由と同様に改正のため、今回の第2回定例会に議会案第2号として改正案を提出し、可決されました。</p>	—	—
	第1号	市長等執行機関 寒河江市長(以下「市長」という。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。			
	第2号	政策等 市行政の各分野における基本的な方向を定める計画、政策、施策及び事業をいう。			
	第3号	基本構想 寒河江市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための施策の構想を定めるものをいう。			

章・条	項・号	本文	評価理由	評価	取組
	第4号	委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。			
第2章 第3条	見出し 本文	議会及び議員の活動原則 (議会の活動原則) 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。	この条は、議会の活動原則を定める規定であり、各号の原則に変更がないため、検証の対象外とする。	—	—
	第1号	市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市政運営状況を監視及び評価すること。			
	第2号	市民に開かれた議会を目指して積極的な情報公開に取り組むとともに、市民に対し、議会の議決又は運営について説明する責任を果たすこと。			
	第3号	市民の意見を把握して市の政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充を図るとともに、政策提言や政策立案の強化に努め、市民とともにまちづくり活動に取り組むこと。			
	第4号	市民の関心を高める議会運営に努めること。			
	第5号	市民に分かりやすい議会運営を行うために、常に議会改革に努め、議会関係条例及び規則等の継続的な見直しを行うこと。			
第4条	見出し 本文	(議員の活動原則) 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。	本文については、議員の活動原則を各号に規定するとする条文であるため、検証の対象外とする。	—	—
	第1号	議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討論を尊重すること。	努力目標として、自由討議を増やしていくべきでないか。	B	2
	第2号	市政全般について市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	今後も努力を重ねていくべきだが、おおむね活動していると思われる。	A	1
	第3号	議会の構成員として、一部団体及び地域の代表に止まらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	今後も努力を重ねていくべきだが、おおむね活動していると思われる。	A	1
第5条	見出し 第1項	(会派) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	第1項は、会派結成の根拠条文であるため、検証の対象外とする。	—	—
	第2項	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。	第2項は、会派の構成及び活動を規定する条文であり、検証の対象外とする。	—	—
	第3項	会派は、政策提言や政策立案を積極的に行うものとする。	第3項は、会派の具体的な活動を規定する条文であり、検証の対象外とする。	—	—
第3章 第6条	見出し 第1項	市民と議会の関係 (市民参加及び市民との連携) 議会は、市民に対し、議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。	本会議のインターネット中継、政務活動費のホームページ公開、議会報告会開催など積極的に情報の公表に努めている。今後も市民への説明責任を果たせるよう取り組んでいく。	A	1
	第2項	議会は、本会議のほか、すべて会議は原則公開とし、市民が参加できる議会報告会、懇談会等を開催するものとする。	議会の会議は原則公開としており、本会議のインターネット中継、議会報告会等も実施している。今後もより市民に開かれた議会を目指し市民参加の場の創出に努めていく。	A	1

章・条	項・号	本文	評価理由	評価	取組
	第3項	議会は、本会議及び委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	公聴会制度及び参考人制度を活用する案件がなくその機会がなかったが、専門的又は政策的識見等が必要な案件が生じた場合、この制度を活用し、議会の討議に反映できるよう努めていく。	A	2
	第4項	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	議会に提出された請願書及び陳情書により、これまでは十分な審議が出来ていたが、より良い政策提案を受けるため意見聴取が必要な場合は、積極的にその機会を設けていく。	A	2
	第5項	議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案の拡大を図るものとする。	議会報告会、各種団体との意見交換会等を実施している。今後も多様な意見交換の場を設け、政策提案の拡大を図る。	A	1
第4章 第7条	見出し 第1項	議会と市長等との関係 (緊張感の保持) 議員は、議会審議において、市長等執行機関の長との緊張感の保持に努めなければならない。	議会と市長等執行機関の長とは、良い緊張感の中でこれまでも議論を重ねてきている。今後もこの緊張感を保ちつつ、慎重審議に取り組んでいく。	A	1
	第2項	議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。	一般質問については、一問一答方式により論点及び争点を整理し実施している。今後も市民に分かりやすい一般質問となるよう取り組んでいく。	A	1
	第3項	議長は、市長等執行機関の長に対し、議員の質疑又は質問の論点を整理するため反問を許可することができる。	市長等執行機関の長より反問権の行使はなかったが、引き続きこの反問権を認め、より良い質疑となるよう努めていく。	A	1
第8条	見出し 第1項 本文	(市長による政策等の形成過程の説明) 議会は、市長が提案する重要な政策等については、政策水準の向上を図るため、市長等執行機関の長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。	市長による政策等の形成過程の説明については、各号に定める項目について市当局より説明を受けている。今後もさらに分かりやすい説明を求めながら、政策水準の向上を図っていく。	A	1
	第1号	政策等を必要とする背景			
	第2号	提案に至るまでの経緯			
	第3号	市民参加の実施の有無及びその内容			
	第4号	振興計画との整合性			
	第5号	財源措置			
	第6号	将来にわたる効果及び費用			
第2項	議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議を行うものとする。	政策等の審議に当たっては、立案及び執行における論点及び争点を整理し審議を行ってきている。今後さらに政策評価の審議の充実に取り組んでいく。	A	1	
第9条	見出し 本文	(予算及び決算における政策説明資料の作成) 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。	予算及び決算における政策説明資料は、市当局より議会に提出されている。今後も分かりやすい資料の作成を市当局に求め、政策水準の向上を目指す。	A	1

章・条	項・号	本文	評価理由	評価	取組
第10条	見出し 本文	(地方自治法第96条第2項の議決事件) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。	第10条第1号及び第2号に規定する基本構想については、第6次寒河江市振興計画から、これまでの3層構造(基本構想・基本計画・実施計画)から2層構造(基本計画・行動計画)とする構成に改められ、基本構想が基本計画に包含されたことから、基本構想単独での表記はなくなっている。よって、基本構想を規定する同条第1号及び第2号については、改正が必要となる。 なお、この条の検証については、この条は、議会の議決事件を定める条文であるため、検証の対象外とする。  ※第1号及び第2号の改正のため、第2回定例会に議会案第2号として改正案を提出し、可決されました。	—	3
	第1号	基本構想			
	第2号	基本構想に基づく基本計画			
	第3号	市民憲章の制定又は改廃に関する事項			
	第4号	各種の都市宣言の制定又は改廃に関する事項			
	第5号	友好都市又は姉妹都市の提携、協定又は廃止に関する事項			
	第6号	市の木、市の花その他市の象徴となるものの制定又は改廃に関する事項			
第5章 第11条	見出し 第1項	自由討議の保障 (討論による合意形成) 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営を行うものとする。	討論を保障する議会運営が行われており、概ね達成されているので、今後も進めていく。	A	1
	第2項	議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合、議員相互間において、少数意見も尊重し、十分な討論を尽くして合意形成に努めなければならない。	少数意見も尊重し、今後とも議会運営に努める。	A	1
	第3項	議員は、前2項による議員相互間の討議を深め、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。	議員発議がもっと活発に行われるよう今後も進めていく。	A	1
第6章 第12条	見出し 第1項	委員会活動 (委員会の適切な運営) 議会は、行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。	適切な運営が行われている。	A	1
	第2項	委員会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うものとする。	概ね意見交換会も行われているが、今後も積極的に進めていく。	A	1
第7章 第13条	見出し 第1項	政務活動費 (政務活動費) 政務活動費の交付については、別に条例で定める。	適正に執行されている。	—	—
	第2項	会派及び議員は、政策提言及び政策立案を行うため、政務活動費を有効に活用するとともに、その用途の透明性を確保しなければならない。	政務活動費は有効に活用され、用途については情報公開が適切に行われている。	A	1
第8章 第14条	見出し 本文	議会及び議会事務局の体制整備 (議員研修の充実強化) 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。	議員研修は、議会としてその機会をつくり、充実強化を図っており、概ね達成されている。	A	1
第15条	見出し 本文	(議会事務局の体制整備) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	議会は、議会事務局の調査等機能の充実強化に努めている。	A	1

章・条	項・号	本文	評価理由	評価	取組
第16条	見出し 第1項	(議会図書室の公開、活用) 議会図書室は、議員のみならず、何人もこれを利用できるものとする。	議会図書室は、誰もが利用できるようになっている。	A	1
	第2項	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとする。	法的な資料は整備されているものの、今後、将来の状況等を踏まえ、検討していくものとする。	A	2
第17条	見出し 第1項	(議会広報広聴の充実) 議会は、議会活動及び市政に関する情報について、議会独自の視点から、常に市民に対して公表するなど、情報の提供に努めなければならない。	議会は公開されており、インターネット中継や、議会だより等で情報提供を行っている。	A	1
	第2項	議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実に努めなければならない。	議会における広報広聴活動は、インターネット中継や議会報告会等で充実が図られている。	A	1
第9章 第18条	見出し 本文	議員の身分 (議員の身分) 議会は、議員の身分の保障について、議会制度を維持するうえで重要な要素であるため、常に市民の理解を得るよう努めなければならない。	議会は、議員の身分の保障及び活動内容等について、市民になお一層理解を得られるよう努めるものとする。	A	2
第19条	見出し 第1項	(議員定数及び議員報酬) 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。	—	—	—
	第2項	議員が提案する議員定数又は議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。	改正に当たっては、各地区で意見交換会等を開催し、市民の意見を聴取しているが、現況や将来の状況等を踏まえ、今後も進めていく。	A	1
第10章 第20条	見出し 第1項	議員の政治倫理 (議員の政治倫理) 議員の政治倫理は、別に条例で定める。	別に条例で定めている。	A	1
	第2項	議員は、市民全体の代表者として高い倫理性を常に自覚するとともに、法令を遵守し、品位の保持に努めなければならない。	—	A	1
第11章 第21条	見出し 第1項	最高規範性で見直し手続 (最高規範性) この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会関係条例及び規則等を制定してはならない。	—	A	1
	第2項	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。	—	A	1
第22条	見出し 本文	(議会及び議員の責務) 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。	議会関係条例等を遵守している。	A	1
第23条	見出し 第1項	(見直し手続) 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	—	A	1
	第2項	議会は、前項の検証の結果、議会関係条例及び規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	—	A	1
第24条	見出し 本文	(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	—	—	—

## 市民の声



慈恩寺

那須 孝可さん

市振興計画のスローガンに「歴史が育む」とある。

これは、国指定史跡の慈恩寺地区のことでしょう。しかし、市民でも本山慈恩寺を知らない人が多いことに驚く。もっと多くを知ってもらい、多くの人々にPRしてほしいと思います。

また、本市（慈恩寺）のPR媒体も必要ですが、隣

県を結ぶ国道にはほとんど観光案内の看板が見られないようです。SNSには大きな力があります。しかし、看板にひかれてくる客も多いためです。

何度行っても楽しい所は何度でも来るようにするには、本堂周辺にお土産、お休み処がほしいんです。そこで提案ですが、本堂近くの国指定史跡区域から外れた場所を市民に周知することによって、起業する人が出てくるよう願います。

## おらがまち紹介

中河原町会

安達 正博さん

三泉は市の最北部に位置し、寒河江川の歴史と共に歩んできた地域です。「ひろびろ田んぼさくらんぼよろこびうたう寒河江川」と三泉小学校校歌にも歌われているとおり、寒河江川の清流が日本一の米とさくらんぼを育んできた地域です。また遠くに葉山、月山、

## 9月定例会の日程(予定)

8月30日(木)	本会議(議案上程、説明)
9月3日(月)	本会議(一般質問)
5日(水)	本会議(一般質問)
6日(木)	本会議(質疑)、決算・予算特別委員会
7日(金)	委員会・分科会(総務産業)
10日(月)	各委員会・分科会(総務産業、厚生文教)
11日(火)	各委員会・分科会(総務産業、厚生文教)
12日(水)	委員会・分科会(厚生文教)
19日(水)	決算・予算特別委員会、本会議(採決)

※いずれも9時30分から開会します。

※日程は変更になる場合がありますので、議会事務局(☎86-2111)にお問い合わせください。

## 議会の傍聴においでください

本会議を傍聴する際には、受付簿に住所氏名を記入の上、議場にお入りください。

議会の会議は原則公開です。

■9月定例会の請願・陳情の締め切りは、8月24日(金)の正午までです。



中河原町内を熱い声援を受けながら走り抜けるツール・ド・さくらんぼの参加選手

朝日連峰、蔵王を望み、さくらんぼの開花時期は、まさに桃源郷へと変化します。中河原町会は、三泉地区の中の一つで約140戸の農村集落です。近年新たに民間アパートもできてきましたが、反面空き家も少しずつ出てきており、少子高齢化の潮流をそのまま表している地域でもあります。当町会では、福祉隣組を標榜するなど隣組の結束は非常に固いものがあります。組織面では老人クラブなど世代ごとの各団体が活発に活動しており、対話のある地域を今後とも高めてまいりたいと考えております。

## 編集後記

さくらんぼのまち寒河江が一番活気づく季節が過ぎました。さくらんぼの収穫量は昨年より良かったように思いますが、いかがだったでしょうか。

6月9日から行われたイベントは、ツール・ド・さくらんぼ2018を皮切りに、全国さくらんぼの種吹きとばし大会、さがえさくらんぼマラソン大会等が展開され、多くの方に足を運んでいただきました。また、たくさん屋台も立ち並び、子どもから大人まで大いに喜んでいただけましたと思います。これらのイベントにご協力いただいた関係各位には、心より御礼を申し上げます。当議会も9月議会に向けて忙しい日々を送っています。ご意見等がございましたらお寄せください。

太田記